

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ウォーターワイズ

三 代表者の氏名

豊田 勝義

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市大間七百五十三番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、文化・スポーツ・レジャー施設、公共施設、その他の施設のマネジメント及び当該施設の安全を創るための人材育成を図り、地域雇用及び施設の発展に寄与することを目的とする。また、総合型地域スポーツクラブとして幼児から青少年、成人及び中高年者、障害者などすべての人々に対し、スポーツに関する活動及び学術、文化、芸術を継続的に行える機会を提供し、それらの普及、競技力、指導力等の向上に関する事業をおこない、地域社会全体の活性化を促すとともに、生涯スポーツ及び文化等の振興に寄与することを目的とする。